

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C工場及びD工場において、和菓子及び洋菓子製造業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、会社を退職した。

請求人によれば、平成〇年〇月から会社D工場において製品の出荷作業や空の番重の運搬、ゴミ出し等の作業を行ったことにより、平成〇年〇月頃に腰の痛みが出始め、その後、痛みを我慢して作業を続けていたところ、同年〇月頃には痛みに耐えることができなくなったという。

請求人は、同年〇月〇日、E医院に受診し「変形性腰椎症、変形性膝関節症」と診断された。その後、請求人は、複数の医療機関における療養を経て、平成〇年〇月〇日、F病院に受診し「腰部脊柱管狭窄症」と診断された。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人が従事していた業務が原因で、腰部及び膝部に痛みが生じた旨主張しているので、検討すると、次のとおりである。

(2) 改めて、請求人の申述を含む一件記録を精査したが、請求人が従事していた作業は、主として、あらかじめ和菓子又は洋菓子製品が積み込まれた台車を運搬し、また、ハンドリフトを操作し空の番重を移動させるというもの等であり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、これら請求人の作業期間、作業態様、作業密度等請求人の就労状況に鑑みると、請求人が従事していた作業が客観的にみて請求人の腰部及び膝部に過重な負荷がかかるようなものであったと評価することはできない。

(3) この点、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「発症の原因として、脳性麻痺後遺症による左上下肢筋力低下と左下肢短縮があり、そのため長期にわたり腰部、右下肢に過度な負担がかかり続けていたことを示しており、加えて、加齢と共に徐々に腰部、右膝関節の変形が進み、変形性腰椎症、右変形性膝関節症に進行し、腰痛、右膝痛、腰部での神経圧迫症状としての右下肢痛が発症したものと思われる。業務との因果関係については、発症に当たっては、腰椎、右下肢への総体的な負荷の積み重ねによるもので、作業状況からは作業時の負荷はあったとしても発症に関する主たる原因とは考えにくく、むしろ日常生活上の経年的な負荷が続いたことにより発症したものと考え

るほうが妥当と思われる。」と述べているところ、上記請求人の就労状況、請求人の診療経過、本件における各医師の見解等、更に請求人に発症した傷病に係る医学的知見に鑑みると、当審査会としても、同医師の意見は妥当であり、請求人の「変形性腰椎症」及び「変形性膝関節症」は、日常生活の中での腰部及び右下肢への過度の負担に加え、加齢と共に退行変化が生じ発症・増悪したとみるのが相当であると判断する。そうすると、請求人に発症した上記傷病と業務との間に相当因果関係を認めるることは困難であり、請求人に生じた腰部及び膝部の痛み等の症状が業務に起因するものと判断することはできない。

- (4) このほか、請求人は、股関節の痛み等についても業務によるものと主張するが、請求人の就労状況は上記のとおりであるところ、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人の当該症状は業務に起因するものとは認められない。
- (5) 請求人から提出のあった資料を含む一件記録を改めて精査するも、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。
- 3 以上のとおりであるので、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。